

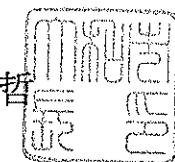


平成21年3月23日

大和市環境審議会

会長 池田勝彦 様

大和市長 大木 哲



「大和市ごみ処理基本計画」の改訂について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく「大和市ごみ処理基本計画」を別紙のとおり改訂したいので、貴会の意見を求めます。



平成21年5月14日

大和市長 大木哲様

大和市環境審議会
会長 池田 勝彦



「大和市ごみ処理基本計画（案）」について（答申）

平成21年3月23日付けで大和市環境審議会に対して諮問された
「大和市ごみ処理基本計画（案）」については、慎重に審議した結果、
その内容はおおむね適正なものと認めます。

なお、審議の過程において別紙のとおり意見がありましたので、その
趣旨をできる限り反映されるようお願いいたします。

別 紙

大和市ごみ処理基本計画（案）に対する意見

○第5章 数値目標

第2節 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

数値目標が示されているが、どこにごみを減らせる余地があるのかを示し、そのために市民や行政がどうすればいいのかを、具体的に示したほうがよいと考えます。

○第6章 個別計画

第1節 発生抑制、再使用及び再生利用計画

2 発生抑制の推進

「◆ごみ及び資源物の排出ルールの徹底」の記載内容について、市民、事業者及び本市の協働のうち、事業者が含まれていないよう見受けられるため、分かり易い表記としてください。

○市民への情報提供について

大和市ごみ処理基本計画及びその目標達成に向けた具体的な施策について、十分に市民への周知が図られるよう要望します。



平成21年12月18日

大和市環境審議会



会長 池田勝彦 様

大和市長 大木



「(仮称) 大和市ポイ捨て等の防止に関する条例」の骨子案について (諮問)

「(仮称) 大和市ポイ捨て等の防止に関する条例」の骨子案について、
別紙のとおり作成したので、貴会の意見を求める。

「(仮称) 大和市ポイ捨て等の防止に関する条例」骨子(案)について

1 はじめに

本市では、「地域を明るく清潔なまち」を目指し、「清掃の日」をはじめとする年間を通じたクリーンキャンペーン活動により、清潔できれいな環境づくりの推進を図っています。

その一方で、未だに道路、公園等の公共の場所等には、飲食用容器等のポイ捨てや犬のふんの放置があり、地域の清潔できれいな環境が損なわれ、良好な生活環境の維持に影響を与えるなど、様々な迷惑が社会問題となっています。

本来、このような身近な環境問題は、近年の社会・経済情勢、生活形態、個人の価値観の変化など様々な要因が重なり、市民へのマナー・モラルの意識啓発を行うだけでは解決できない状況であると考えられます。

このような状況を受けて、本市では、ポイ捨て等を規制するとともに、市民等、事業者、市の相互協力の下で、地域の清潔できれいな環境づくりの輪を広げて行くことが重要であると考えています。

このような観点から、本市として、ポイ捨て等の防止の推進に向け、新たな条例を制定するものです。

2 条例の骨子(案)の内容

(1) 目的

飲食用容器等のポイ捨てや犬のふんの放置(以下「ポイ捨て等」という。)は、道路、公園など公共の場所及び道路などに隣接する植込み・花壇等に多く見られ、地域の環境を悪化させることで周辺住民や利用者などに迷惑や不快な思いをさせるなど、様々な問題が指摘されています。

このような諸問題を未然に防止するため、ポイ捨て等を規制することにより、地域の清潔できれいなまちづくりを推進し、快適な生活環境を確保することを目的とする。

「だれもが明るく清潔を感じられる」まちづくりを基本的な考え方とし、快適な生活環境を確保することを目的に条例を制定します。

※ポイ捨て：飲食用容器等をごみ箱等の回収容器以外の場所に捨てることと規定します。

※飲食用容器等：お菓子等食品の袋、ペットボトル、空き缶その他の容器及びたばこの吸い殻、紙くずその他これらに類する物で、捨てられることによってごみの散乱の原因になるものを規定します。

※犬のふんの放置：犬の所有者、又は飼養管理者が、飼い犬のふんを放置することと規定します。

(2) 対象とする場所

市内全域とする。

規制の対象とする場所については、市内全域の道路、公園、広場などで、市民等が自由に通行できる公共の場所及び道路などに隣接する植込み・花壇、空き地、庭、駐車場、建物の敷地等とします。

(3) 対象とする行為

ポイ捨て等を行うこととする。

公共の場所及び他人が所有または管理する土地、施設等に「ポイ捨て」または「犬のふんの放置」をする行為とします。

(4) 対象とする者

市民及び本市の区域内に滞在し、又は本市の区域内を通過する者とする。

市内の居住者や通勤、通学、買い物、旅行などで、市内の区域に滞在したり通過したりする者を対象とします。

(5) ポイ捨て等の防止に関する役割

市民等は、飲食用容器等を自宅に持ち帰り、又はごみ箱等の回収容器に捨てなければならない。そして、ポイ捨て等の防止に向け、意識の高揚に努める。また、犬の飼い主は、公共の場所等に犬を連れ出す際に生じる犬のふんを他人に迷惑を及ぼさないように適正に処理しなければならない。

事業者は、ポイ捨てを防止するため、地域において清掃活動の充実に努めるとともに、ポイ捨て等の防止に向けた意識啓発その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

市は、ポイ捨て等の防止に必要な市民等、事業者に対する意識啓発及びこれら者が条例の目的達成のために行う自発的な取組を支援する。

市民等及び事業者は、市が実施するポイ捨て等の防止に必要な施策に協力する。

ポイ捨て等の防止など、マナーやモラルの向上により身近な環境問題の改善を図るには、市民等及び事業者を対象にした制度作りが必要です。

市民等には、ポイ捨てのきっかけとなる飲食用容器等の自宅への持ち帰りとごみ箱等の適切な回収容器へ捨てるなどを規定します。併せて、地域におけるポイ捨て等を防止するため、清潔できれいな環境づくりの推進への意識を高めるよう規定します。また、飼い犬を所有、又は飼養管理する者は、飼い犬を散歩及び運動等で公共の場所等に連れ出すときは、その際に生じる犬のふんを直ちに回収し、持ち帰るなど適正な処理をするよう規定します。

事業者には、事業活動を行う地域において、地域の一員として、清掃活動の充実に努めるとともに、ポイ捨て等をされないよう意識啓発やその他の必要な措置を規定します。

市には、この条例の目的である地域の清潔できれいな環境づくりを促進し、快適な生活環境の確保を達成するための施策の推進と、条例の趣旨、目的を周知する活動など、制度の普及啓発と併せ、市民等の自発的な地域の清掃活動等への支援の規定を設けます。

市民等及び事業者には、条例の目的達成のため、市が推進する施策への協力の規定も設けます。

(6) 禁止行為

ポイ捨て等を禁止する。

「ポイ捨て」及び「犬のふんの放置」は、地域の清潔できれいな環境を損ない、良好な生活環境の維持に影響を与えることから、禁止行為とするものです。

(7) 罰則の適用

禁止行為の違反者に対して、罰則として2万円以下の罰金を適用する。

罰則規定を設けることは、違反者を罰すること自体が目的ではなく、ポイ捨て等による迷惑な行為の未然防止及び抑止効果を活かすために設けます。

また、罰則は、ごみの投棄防止に関する法令との規制の仕組みの整合性から市内全域を対象とし、ポイ捨て等の行為が直ぐに原状回復及び是正措置等が可能であることから、ポイ捨て等を行った者に対して、市による指導、勧告、命令に従わない場合に刑事罰である罰金を適用するものです。

(8) 条例の施行時期

平成22年10月からの施行を予定する。

条例案については、平成22年6月に市議会への提案を予定します。市議会での議決を経て地方自治法に基づき公布します。

条例の施行日は、市民等への周知期間が必要なことから、平成22年10月1日からを予定します。なお、罰則の適用の時期については、平成23年1月1日からを予定しています。

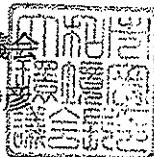


平成22年1月25日

大和市長 大木哲様

大和市環境審議会

会長 池田勝彦



「(仮称) 大和市ポイ捨て等の防止に関する条例」骨子案について（答申）

平成21年12月18日付けで大和市環境審議会に対して諮問された「(仮称) 大和市ポイ捨て等の防止に関する条例」骨子案については、慎重に審議した結果、その内容はおおむね適正なものと認めます。

なお、諮問内容を協議した際に、次のような意見がありましたことを申し添えます。

- 1 私たちのまちをきれいにし、それを保持する視点、精神を条例の内容に明示した方が良いと考える。
- 2 条例を制定することで、市民意識の高揚にも繋がることから、普及啓発の推進が必要と考える。
- 3 条例を制定するだけでなく、地域をきれいにする活動などを総合的に組み合わせ、その目的を達成してもらいたいと考える。

平成21年12月18日

大和市環境審議会



会長 池田勝彦 様

大和市長 大木



「大和市緑の基本計画」の改訂について（諮問）

都市緑地法第4条に基づく「大和市緑の基本計画」を別紙のとおり改
訂したいので、貴会の意見を求める。

平成22年 2月17日

大和市長 大木哲様

大和市環境審議会
会長 池田勝



「大和市緑の基本計画」の改訂について(答申)

平成21年12月18日付で大和市環境審議会に対して諮問された「大和市緑の基本計画」の改訂については、慎重に審議した結果、その内容はおおむね適正なものと認めます。

なお、諮問内容を協議した際に、次のような意見がありましたことを申し添えます。

- 1 この計画で掲げている目標を達成し、施策を実施するために、実効性のある実施計画を作成する必要があると考える。
- 2 この計画の内容を分かりやすくまとめた、広報誌やリーフレットなどを作成し、広く市民に知らせる必要があると考える。